

平成28年5月13日

お客様へ

相双五城信用組合
理事長 庄子 勇雄

中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況について

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでおります。

平成28年3月末の報告・開示から変更となり、当組合としての実施状況を別紙の通り公表いたします。

(別紙4)

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	781	800	829	840	866	887	908	915	932	955	1,003
うち、実行に係る貸付債権の数	740	763	788	804	824	844	867	874	889	913	961
うち、謝絶に係る貸付債権の数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
うち、審査中の貸付債権の数	8	2	5	0	1	2	0	0	2	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	23	25	26	26	31	31	31	31	31	31	32

